

子どものための教育・保育給付交付金交付要綱 新旧対照表

下線部は変更点。

平成 30 年度 (案)	平成 28 年度
<p style="text-align: right;">府 子 本 第 号 平 成 3 0 年 月 日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">内 閣 総 理 大 臣 (公 印 省 略)</p> <p style="text-align: center;">子どものための教育・保育給付<u>交付金</u>の交付について</p> <p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第68条第1項の規定に基づく<u>交付金</u>の交付については、別紙「子どものための教育・保育給付<u>交付金</u>交付要綱」により行うこととされ、<u>平成30年</u>4月1日から適用することとされたので通知する。</p> <p>なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村(特別区を含む。)に対してこの旨通知されたい。</p>	<p style="text-align: right;">府 子 本 第 3 0 3 号 平 成 2 8 年 5 月 2 日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">内 閣 総 理 大 臣 (公 印 省 略)</p> <p style="text-align: center;">子どものための教育・保育給付<u>費</u>の<u>国庫負担</u>について</p> <p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第68条第1項の規定に基づく<u>国庫負担金</u>の交付については、別紙「子どものための教育・保育給付<u>費</u><u>国庫負担金</u>交付要綱」により行うこととされ、<u>平成28年</u>4月1日から適用することとされたので通知する。</p> <p>なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村(特別区を含む。)に対してこの旨通知されたい。</p>

別 紙

子どものための教育・保育給付交付金交付要綱

(通則)

1 子どものための教育・保育給付交付金(以下「交付金」という。)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この交付金は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第68条第1項の規定に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。

(交付の対象)

3 この交付金は、市町村が行う次の区分ごとの給付費等の支給等に要する費用を交付の対象とする。

(1) 施設型給付費等

ア 法第27条第1項の規定に基づく施設型給付費(都道府県又は市町村以外の者が設置する施設に係るものに限る。以下同じ。)

イ 法第28条第1項の規定に基づく特例施設型給付費(都道府県

別 紙

子どものための教育・保育給付費国庫負担金交付要綱

(通則)

1 子どものための教育・保育給付費国庫負担金(以下「国庫負担金」という。)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この国庫負担金は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第68条第1項の規定に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。

(交付の対象)

3 この国庫負担金は、市町村が行う次の区分ごとの給付費等の支給等に要する費用を交付の対象とする。

(1) 施設型給付費等

ア 法第27条第1項の規定に基づく施設型給付費(都道府県又は市町村以外の者が設置する施設に係るものに限る。以下同じ。)

イ 法第28条第1項の規定に基づく特例施設型給付費(都道府県

又は市町村以外の者が設置する施設に係るものに限る。以下同じ。)

(2) 地域型保育給付費等

ア 法第29条第1項の規定に基づく地域型保育給付費

イ 法第30条第1項の規定に基づく特例地域型保育給付費

(3) 法附則第6条第1項の規定に基づく委託費

(交付額の算定方法)

4 この交付金の交付額は、満3歳以上の小学校就学前子ども(法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下、「特定満3歳以上保育認定子ども」という。)を除く)に係るものについては、次の区分ごとに算出された額の合計額の二分の一、満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを含む)に係るものについては、次の区分ごとに算出された額の合計額の一〇〇分の五二・八七五とする。

(1) 施設型給付費等

ア 施設型給付費

(ア)法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども(以下「1号認定子ども」という。)に係るもの

法附則第9条第1項第1号イに掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同号イに掲げる政令で定める額を控除して得た額

(イ)法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子ども(以下「2・3号認定子ども」という。)に係るもの

法第27条第3項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基

又は市町村以外の者が設置する施設に係るものに限る。以下同じ。)

(2) 地域型保育給付費等

ア 法第29条第1項の規定に基づく地域型保育給付費

イ 法第30条第1項の規定に基づく特例地域型保育給付費

(3) 法附則第6条第1項の規定に基づく委託費

(交付額の算定方法)

4 この国庫負担金の交付額は、次の区分ごとに算出された額の合計額の二分の一とする。

(1) 施設型給付費等

ア 施設型給付費

(ア)法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども(以下「1号認定子ども」という。)に係るもの

法附則第9条第1項第1号イに掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同号イに掲げる政令で定める額を控除して得た額

(イ)法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子ども(以下「2・3号認定子ども」という。)に係るもの

法第27条第3項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基

準により算定した額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同項第2号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

イ 特例施設型給付費

(ア) 特定教育・保育

1号認定子どもに係るもの

法附則第9条第1項第2号イ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号イ(1)に掲げる政令で定める額を控除して得た額

2・3号認定子どもに係るもの

法第28条第2項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(イ) 特別利用保育

法附則第9条第1項第2号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号ロ(1)に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(ウ) 特別利用教育

法第28条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(2) 地域型保育給付費等

ア 地域型保育給付費

準により算定した額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同項第2号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

イ 特例施設型給付費

(ア) 特定教育・保育

1号認定子どもに係るもの

法附則第9条第1項第2号イ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号イ(1)に掲げる政令で定める額を控除して得た額

2・3号認定子どもに係るもの

法第28条第2項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(イ) 特別利用保育

法附則第9条第1項第2号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号ロ(1)に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(ウ) 特別利用教育

法第28条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(2) 地域型保育給付費等

ア 地域型保育給付費

法第29条第3項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同項第2号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

イ 特例地域型保育給付費

(ア)特定地域型保育

法第30条第2項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(イ)特別利用地域型保育

法附則第9条第1項第3号イ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同号イ(1)に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(ウ)特定利用地域型保育

法第30条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(I)特例保育

1号認定子どもに係るもの

法附則第9条第1項第3号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同号ロ(1)に掲げる政令で定める額を控除して得た額

2・3号認定子どもに係るもの

法第29条第3項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同項第2号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

イ 特例地域型保育給付費

(ア)特定地域型保育

法第30条第2項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(イ)特別利用地域型保育

法附則第9条第1項第3号イ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同号イ(1)に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(ウ)特定利用地域型保育

法第30条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(I)特例保育

1号認定子どもに係るもの

法附則第9条第1項第3号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同号ロ(1)に掲げる政令で定める額を控除して得た額

2・3号認定子どもに係るもの

法第30条第2項第4号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(3) 委託費

法第27条第3項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同項第2号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(交付の条件)

5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の執行が困難となった場合には速やかに内閣総理大臣に報告して、その指示を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を超過するまで、内閣総理大臣の承認を受けないで、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 内閣総理大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に返納させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理すると

法第30条第2項第4号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(3) 委託費

法第27条第3項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同項第2号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(交付の条件)

5 この国庫負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の執行が困難となった場合には速やかに内閣総理大臣に報告して、その指示を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を超過するまで、内閣総理大臣の承認を受けないで、この国庫負担金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 内閣総理大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に返納させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業

もに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (6) **交付金**と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(申請手続)

6 この**交付金**の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、様式第1号による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、様式第2号と併せて別途定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(変更交付申請)

7 この**交付金**の交付決定後の事情の変更により、年間所要額に増減を生じ、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、様式第3号による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、様式第4号と併せて別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(交付決定)

の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (6) **国庫負担金**と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(申請手続)

6 この**国庫負担金**の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、様式第1号による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、様式第2号と併せて別途定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(変更交付申請)

7 この**国庫負担金**の交付決定後の事情の変更により、年間所要額に増減を生じ、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、様式第3号による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、様式第4号と併せて別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(交付決定)

- 8 この**交付金**の交付の決定は、次により行うものとする。
- (1) 内閣総理大臣は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。
 - (2) 都道府県知事は、内閣総理大臣の交付決定があったときは、市町村に対し様式第5号により、決定の変更があったときは、市町村に対し様式第6号により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。
 - (3) 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(**交付金**の概算払)

- 9 内閣総理大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 10 この**交付金及び子どものための教育・保育給付費負担金**(以下、「**交付金等**」という。)の事業実績の報告は、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、翌年度の6月末日(5の(1)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに、**交付金については様式第7号の1、子どものための教育・保育給付費負担金(以下、「負担金」という。)**については**様式第7号の2**による報告書を都道府県知事に提出するものとする。

- 8 この**国庫負担金**の交付の決定は、次により行うものとする。
- (1) 内閣総理大臣は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。
 - (2) 都道府県知事は、内閣総理大臣の交付決定があったときは、市町村に対し様式第5号により、決定の変更があったときは、市町村に対し様式第6号により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。
 - (3) 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(**国庫負担金**の概算払)

- 9 内閣総理大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 10 この**国庫負担金**の事業実績の報告は、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、翌年度の6月末日(5の(1)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに、様式第7号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。
 - (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、様式第8号と併せて翌年度の7月末日までに、内閣総理

(2) 都道府県知事は、市町村から (1) の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、交付金については様式第 8 号の 1、負担金については様式第 8 号の 2と併せて翌年度の 7 月末日までに、内閣総理大臣に提出するものとする。

(額の確定)

1 1 都道府県知事は、内閣総理大臣の確定通知があったときは、市町村に対し、交付金については様式第 9 号の 1、負担金については様式第 9 号の 2により、速やかに確定の通知を行うこと。

(交付金等の返還)

1 2 内閣総理大臣は、交付すべき交付金等の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金等が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(事業実績報告の訂正)

1 3 内閣総理大臣が額の確定を終了した後において、当該確定の基礎となった実績報告を訂正する事由が生じた場合の取扱いは、次により行うものとする。

(1) 市町村長は、実績報告を訂正する事由が生じたときは、交付金については様式第 1 0 号の 1、負担金については様式第 1 0 号の 2による報告書を速やかに都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、市町村から (1) の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、交付金については様式第 1 1 号の 1、負担金については

大臣に提出するものとする。

(額の確定)

1 1 都道府県知事は、内閣総理大臣の確定通知があったときは、市町村に対し、様式第 9 号により、速やかに確定の通知を行うこと。

(国庫負担金の返還)

1 2 内閣総理大臣は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(事業実績報告の訂正)

1 3 内閣総理大臣が額の確定を終了した後において、当該確定の基礎となった実績報告を訂正する事由が生じた場合の取扱いは、次により行うものとする。

(1) 市町村長は、実績報告を訂正する事由が生じたときは、速やかに様式第 1 0 号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、市町村から (1) の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、様式第 1 1 号と併せて速やかに内閣総理大臣に提出する

<p>様式第 1 1 号の 2と併せて速やかに内閣総理大臣に提出するものとする。</p> <p>(3) 実績報告の訂正に伴うその他の手続等については、1 0 に定めるところに準じて行うものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>1 4 この交付金等の交付に当たっては、上記に定めるところの他、以下によるものとする。</p> <p>(1) 特別の事情により、本交付要綱に定める手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p> <p>(2) 都道府県知事は、市町村長が都道府県知事に提出すべき市町村分交付金等に係る各様式に定められている事項のほか必要と認める事項を加えて定めることができるものとし、かつ、その提出時期についても必要と認めるときはこれを変更して定めることができるものとする。</p> <p>(3) 都道府県知事が内閣総理大臣に提出すべき書類の部数は、全て正本一部とし、市町村長が都道府県知事に提出すべき書類の部数は、都道府県知事が定めるところによるものとする。</p> <p>(4) 市町村長が都道府県知事に提出した市町村分交付金等に係る書類は、全て都道府県において各会計年度毎に各書類の種別に分類し一括して保存するものとする。</p>	<p>ものとする。</p> <p>(3) 実績報告の訂正に伴うその他の手続等については、1 0 に定めるところに準じて行うものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>1 4 この国庫負担金の交付に当たっては、上記に定めるところの他、以下によるものとする。</p> <p>(1) 特別の事情により、本交付要綱に定める手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p> <p>(2) 都道府県知事は、市町村長が都道府県知事に提出すべき市町村分国庫負担金に係る各様式に定められている事項のほか必要と認める事項を加えて定めることができるものとし、かつ、その提出時期についても必要と認めるときはこれを変更して定めることができるものとする。</p> <p>(3) 都道府県知事が内閣総理大臣に提出すべき書類の部数は、全て正本一部とし、市町村長が都道府県知事に提出すべき書類の部数は、都道府県知事が定めるところによるものとする。</p> <p>(4) 市町村長が都道府県知事に提出した市町村分国庫負担金に係る書類は、全て都道府県において各会計年度毎に各書類の種別に分類し一括して保存するものとする。</p>
--	---

様式は追ってお示しします。